

子育て応援金給付のご案内



支給にあたっては申請が必要です！

「4. 子育て応援金の受け取り手続き」をご確認ください

1. 支給対象者

下記の全てに該当する方

①出生した児童を養育する方

②他自治体で子育て応援金(現金やクーポンなど)の給付を受けていない方

2. 支給額

児童1人あたり 一律 **5万円**

3. 申請できる方

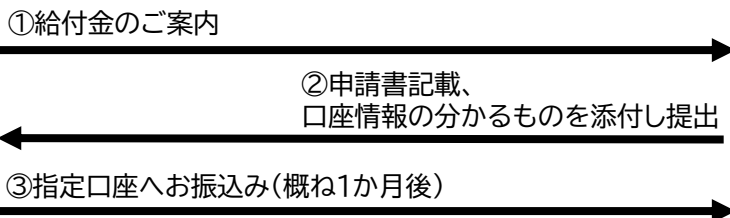
対象児童を養育する(している)方

4. 子育て応援金の受け取り手続き

- ① 面談(赤ちゃん訪問等)時に「益田市子育て応援金支給申請書」を受け取る
- ② 「益田市子育て応援金支給申請書」に必要事項を記載し、希望する振込口座の口座情報が分かる書類(通帳又はキャッシュカード)の写しを添えて子ども家庭支援課へ提出する(郵送可)
※益田市から出産応援金の給付を受けた方で、同じ口座での受け取りを希望される場合は口座情報が分かる書類の添付は不要です
- ③ 益田市が申請書を受理した後、概ね1か月程度で指定された口座へ振り込みます
※書類に不備等がある場合や審査が必要な場合は、さらに時間を要します



益田市



子育て家庭

5. 申請期限

出生した児童が生後4か月を迎える日まで

裏面に続きます。必ずご確認ください！



Q&A

Q 所得制限はありますか？

A 本給付事業に所得制限はありません。

Q 多胎児の場合、給付内容は？

A 出産応援金については妊婦1人あたり5万円を給付します。子育て応援金については令和4年4月1日以降に出生した児童1人あたり5万円です。例えば、双子を出産した場合は出産応援金として5万円、子育て応援金として10万円が給付されます。

Q 子育て応援金の支給対象者は誰になるの？

A 出産応援金は「妊婦ご本人」ですが、子育て応援金は「出生した児童の養育者」です。

“振り込み詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください！

ご自宅などに益田市から問合せを行うことがあります。ATMの操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし不審な電話がかかってきた場合にはすぐに益田市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。

ご不明な点等は、下記問合せ先までご連絡ください。

<送付・問合せ先>

〒698-0024 益田市駅前町17番1号
益田市福祉環境部 子ども家庭支援課
電話:(0856)31-1381
受付時間:平日8時30分~17時15分